

令和4年度八千代市立大和田西小学校  
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定  
(最終改定 平成30年4月1日)  
令和4年 4月 1日改訂

〔関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)  
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)〕

## はじめに

いじめ防止対策については、本校ではこれまでも重要課題として取り組んできたところではあるが、「いじめ防止対策推進法」の施行、「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受けて、本校の取組について再度見直しを図るとともに、一人一人の教職員のいじめの未然防止と早期発見、早期対応に関する意識と力量をさらに高め、また、小中学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的に・計画的に対応できるようにしていきたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童、外国人児童、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応していく必要がある。

本基本方針策定にあたっては、PTA会長をはじめ、学校評議委員等よりご意見をいただき、大変感謝をしている。

上記を踏まえ、児童代表の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

いじめは人として許されない行為である。しかしながら、どの学校でも、どの児童でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的に・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

### (2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### (3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員の責務は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及びいじめの兆候を見逃さず、早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめを受けている児童の生命や身体等の安全を確保する。さらにその再発防止に努める。また対処にあたっては、正確かつ丁寧な指導や情報提供等を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員，対応内容

#### ①日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導推進委員会

構成員：管理職・学年主任（各学年代表1名）・生徒指導主任  
養護教諭・特別支援コーディネーター

対応内容：月1回の企画委員会や生徒指導推進委員会での情報交換  
（各学年の様子や児童についての情報共有）  
心のアンケート実施・回収・集計

#### ②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：緊急いじめ対策プロジェクトチーム

構成員：管理職・該当学年の学年主任・学級担任・生徒指導主任  
養護教諭

※重大事態発生時は、必要に応じて、スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等，校長が必要と判断したものを加えることができる。

対応内容：事実確認・家庭との連携・該当児童への指導（場合により，学年・全校への周知）・今後の対応・対策検討

### (2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー）

②福祉の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）

③地域の実情を把握している者（主任児童委員）

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

## 3 いじめの未然防止について

### (1) 啓発活動について

#### ①児童

・児童がいじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考えていけるようにすることが大切。そのために全ての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動にな

るようにしていく。

- ・いじめに対する『合言葉』をつくる。学級会等で話し合う。
- ・ポスター掲示・・・学年に合ったもの。
- ・各クラスに「いじめゼロ宣言」の掲示物。(大西小オリジナル宣言を作成)
- ・心のアンケートの継続
- ・子どもと1対1で話せる面談週間の設定
- ・いじめの定義を明確にし、日々の行動を当てはめて考える。
- ・法律について子どもにわかる言葉で年度当初に説明する。
- ・学期ごとに振り返る。(自己評価・クラス評価)
- ・道徳や特別活動でいじめについて取扱い、いじめを理解させ未然に防ぐ。
- ・放送を通して子ども達に啓発する。
- ・インターネットの使い方をチェックリスト等を使いしっかり指導する。
- ・相手の(友達や仲間)意識を抱かせた言い方について低学年より指導する。

## ②保護者

- ・学校と連携を図り、いじめは絶対にいけない行為という共通認識の下、学校でのいじめ防止への取り組みについて理解してもらう。子どもが出しているサインを見逃さず、子どもの様子に変化があればすぐに知らせてもらうように連携を図る。
- ・学校での取り組みを紹介する。
- ・4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、いじめの未然防止について教職員で共通理解を図り、具体的取組・方策について協議するとともに、その内容を保護者に周知し、いじめ防止について啓発する。
- ・保護者を啓発する講演会を企画する。(PTA主催)・・・外部の方を呼ぶ。
- ・懇談会、保護者会、ホームページ、学校だよりによる啓発活動。(心を豊かにするヒントやいじめ防止の具体的方法、法的根拠などを知らせる)
- ・教育相談日の呼びかけをする。
- ・手紙や連絡帳を活用する。
- ・登下校安全パトロールをし、何か気になることがあれば連絡をしてもらう。
- ・日頃より言葉遣いを大切にする。

## ③地域、その他

- ・学校と連携を図り、いじめは絶対にいけない行為という共通認識の下、学校でのいじめ防止への取組について理解してもらう。学校・家庭・地域全体で子ども達を見守っていくという姿勢をもち、子ども達の様子で、気になることがあれば、すぐに連絡してもらえ等連携を図っていくようにする。
- ・標語(回覧板で回してもらう)
- ・いじめ防止啓発ポスターを設置する。
- ・活動の様子をホームページで知らせる。

## (2) 教職員について

### ①日常の留意事項

- ・全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加、活躍できるように学校づくりを進めていく。
- ・常に子供達の様子を気にかけて、気になる子には声をかける。(複数の目)
- ・職員間での情報交換を行い、お互いの様子を周知する。(共通理解)
- ・スクールカーストを増長するような態度に気をつけ、平等に接することを心がける。
- ・担任は話しやすい雰囲気をつくるように心がけ、(対子供・対保護者・対職員間)信頼関係の構築を心がける。

- ・いいことはいい，ダメなことはダメと自信をもって指導にあたるように常に冷静な判断ができるようにする。
- ・担任だけでなく全教職員が同じ目線に立ち，指導するという体制を共通理解により構築する。
- ・子供に寄り添い，愛情を注ぐ。
- ・心のアンケート・・・日常の一人一人の観察。各学年話し合い今後の在り方を考える。

#### ②研修

- ・専門的知識をもつ方を招いて行う。  
児童・保護者に対してのカウンセリング方法など
- ・集団での遊びの研修  
人間関係づくり，集団で遊ぶ楽しさ（学校集団づくりの助けとなる）
- ・人権研修

#### ③不祥事防止等

- ・風通しのよい環境づくりを心がける。
- ・物理的・心理的に余裕をもつ。（ゆとりが持てる環境づくり）
- ・教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や行動が児童を傷つけたり，ほかの児童によるいじめを助長したりすることもあると認識し，差別やいじめを生むような態度・行動がないように心がける。

### （3）学習指導全般について

- ・わかる授業づくりを進め，全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・学力差を生まない，縮める努力をする。（授業形態の工夫等）
- ・児童の発言を頭から否定することなく常に寄り添い一緒に考える姿勢を取るようにする。
- ・実態把握をし，個別指導を要する子どもに手立てを講ずる。（少人数指導，TT指導，特別支援教育支援員の活用等）
- ・年度当初の校内研修で，共通する授業規律等について共通理解し，1年生からのルール作りを徹底する。
- ・保護者と協力体制を取り基礎学力の確立を目指す。（学習状況を知らせる。家庭学習の充実等）
- ・言語活動充実の視点からも，仲間と共に協力して学習する場面などを，学習内容に応じて適切に設定する。
- ・いろいろな児童と交流し合えるようにグループづくりを，配慮しながら推進する。
- ・友達の意見に耳を傾け，大切にすることを徹底する。
- ・お互い丁寧な言葉遣いで学習できるように指導する。
- ・人権について考える機会をもつ。
- ・学年単位での交流授業を行う。
- ・学級単体にならず，どの教室にも入れるような学年づくり。
- ・学年会等において，一人一人の自己存在感をもたせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し，実践する。

### （4）道徳教育等について

#### ①道徳の時間について

- ・児童の人間関係のトラブルが起きやすい時期を踏まえ，年間計画に位置付けた上で，どの学年，どの学級においても必ず指導がなされるようにする。

- ・ 日常的な事例を取り上げる。(ロールプレイなどを通して体験させる)
  - ・ いろいろな題材を扱い多面的に児童の心の成長を促せるようにする。
  - ・ 心を育てるという意味で、学年内で共通の教材を使い指導し、子供達の反応をみる。(お互いに伝え合い、不足を補うようにしたり、子供の個別対応を検討したりする。)
  - ②豊かな人間関係づくり実践プログラムについて
    - ・ ピアサポート，ソーシャルスキルを取り入れる。
    - ・ 特別活動の年間計画に位置づけて，年間4時間程度実施する。
  - ③情報モラル指導について
    - ・ 特別活動の年間計画に位置づけて，小学校高学年から年間1時間以上実施する。
- (5) 児童会活動等について
- ・ 児童会や委員会等でポスターや呼びかけによる周知を行う。
  - ・ 人間関係を高め，心を豊かにする行事を増やす。(歌声集会等)
  - ・ いじめゼロキャンペーン運動を行う。
  - ・ 仲よしグループでの異学年交流を行う。
  - ・ あいさつ運動の活性化を図る。
  - ・ 他校に様子を伝えたり，他校の取組の様子を教えてもらったりする。
  - ・ 集会などで，児童会からの働きかけ(劇など)。
- (6) 部活動，その他の活動について
- ・ 友人関係・集団づくり・社会性の育成を目的とした社会体験・交流体験の機会を計画的に配置し，児童が自ら気づく，学ぶ機会を提供していく。
  - ・ 何を求めて何を育てるのかを明確にして，児童・保護者・教師も事に当たる。
  - ・ 部活動の人間関係の把握。
  - ・ 勝利至上主義というより，お互いの人間関係を豊かにし，志気を高め所属感を実感できるような指導の必要性。
  - ・ 気持ちのよいあいさつの励行。
  - ・ 教師間のコミュニケーションをとり，全職員で子供を育てていく。
  - ・ 担任と担当者が密に連絡を取る。(問題行動・問題発言について未然に防ぐ)
  - ・ 必ず複数で一緒に指導する。(協力体制づくり)
- (7) 特に配慮が必要な児童等について (※市基本方針から)
- 教職員が個々の児童等の特性を理解し，情報を共有して学校全体で注意深く見守り，日常的に適切に支援を行うとともに，保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童等のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
  - 海外から帰国した児童等や外国人の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
  - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
  - 東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故

により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて

新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関しても、ワクチンを受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

(8) 配付端末（PC・タブレット等）について

- ・一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

#### 4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)  
※例年「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)  
※緊急調査を実施する場合有り
- ③八千代市教育委員会主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見
  - イ 期日 令和4年6月頃
  - ウ 方法 児童対象 質問紙による  
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
  - エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出  
重大事態と判断される場合は直ちに報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応  
※緊急調査を実施する場合有り
- ④学校主体の調査について
  - ア 目的 いじめの早期発見「こころのアンケート」
  - イ 期日 第1回 令和4年 5月頃  
第2回 令和4年 11月頃  
第3回 令和5年 2月頃
  - ウ 方法 全児童対象 学校独自の質問紙による
  - エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
  - オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見「こころのアンケート結果による相談」
- イ 期日 第1回 令和4年 5月頃

	第2回	令和4年	11月頃
	第3回	令和5年	2月頃
ウ 方法	全児童対象		
エ 報告	重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告		
オ 対応	項目6, 7, 8に則り速やかに対応		

### (3) 日常の取組について

- ・担任は朝の健康観察で表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言や誤った発言をした児童に対する冷やかしなどに留意する。また適切に指導する。
- ・担任は、給食時の人間関係を注意深く観察する。また人気のあるメニューを譲っていたり人気のないメニューが多く盛られたりしていないかなどに留意する。(おかわりの仕方等, ルールの徹底が大切)
- ・清掃時には、担当場所の教職員が人間関係を注意深く観察する。とくに、みんなが嫌がる場所を一人で清掃している場合などは留意する。
- ・言葉の荒れや服の汚れに留意する。
- ・学年会で気になる子や出来事の情報交換を行う。
- ・相談箱を設置する。
- ・クラスの間関係の把握に努める。(日記や遊び仲間の変化等)
- ・いつでも誰でも話せる体制づくりを行う。(定期的な教育相談)
- ・クラス全体で、いじめは絶対にダメという指導や雰囲気徹底する。
- ・校長、教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるように努める。

### (4) 保護者への協力要請等について

- ・いじめを早期発見するために、情報の提供やアンケートの協力を行う。
- ・学校日より、学年日より等で家で会話の時間を取ってもらえるようお知らせする。(学校・友達・勉強のこと等)
- ・教育相談日を設定し活用できるようにする。
- ・家庭訪問・電話・連絡帳等で情報交換し、解決の糸口を発見、今後の相談をする。
- ・保護者向けの講演会。

## 5 いじめの相談・通報について

### (1) 日常の相談・通報について

#### ①学校

- ・相談箱を設置し、担任や学校職員によるいじめ相談(だれにでも相談できる体制づくり)を行う。
- ・相談窓口を設置する。
- ・心のアンケート(子供対象)を行う。
- ・教育相談日を活用する。

#### ②学校以外

年度当初、全児童へ、SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に周知する。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)8:30～17:00 面接(月～金)8:30～17:00 要予約
中央児童相談所(千葉県110番)	043-252-1152	電話8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)9:00～17:00 面接(月～金)9:00～17:00 要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

[おもな連携機関]

機 関 名	電話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。
- ・年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，いじめゼロ宣言の「話す勇氣」にふれて具体的に説明する。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 報告・連絡体制について

- ・全職員への周知（推進委員会，打ち合わせ等）を徹底し，多方面から迅速に対応する。（学年主任→生徒指導主任→管理職→市教委）  
すぐに事実確認をする。
  - ・複数の教員での対応。（必要により教頭等に報告，助言を得る）
  - ・発見者→学年主任→管理職→保護者
  - ・発見者（通報を受けた者）は，事実確認が十分でなくとも報告する。
- ※上記は原則のため，状況に応じて変更する。



## (2) 対応について

### ①認知の判断

- ・生徒指導推進委員会が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

### ②認知後の対応

- ・緊急いじめ対策プロジェクトチームを立ち上げる。
- ・プロジェクトチームを中心に、対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者にはできるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるように求める。また必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・プロジェクトチームを中心に、再発防止策を協議する。
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認識する。
- ・いじめを受けた児童の心のケアを行う。

### ③いじめの解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### 【いじめが解消している状態】

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

【児童】

- ・まずは共感し、つらいことを言えたことを評価する。
- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、安心感をもたせる。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員など）と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。（いじめを行った児童について、いじめを受けた児童の使う教室以外の場所で行う。）
- ・つながりの深い教職員を中心に、保健室登校、及びカウンセラーとの面談。
- ・家庭での様子と学校での様子について情報交換を行う。（しばらく定期的に）
- ・当該児童の様子が改善するまで、継続して行っていく。
- ・定期的なカウンセリング、教育相談。（スクールカウンセラーなど）

【保護者】

- ・プライバシーを守ることは、迅速に保護者に連絡する。（調査により明らかになった事実関係については、適時、適切な方法で経過を報告する。）
- ・家庭訪問、学校来校を早急に行う。複数対応で行う。

(2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

【児童】

- ・複数の教職員で事実を確認し、どんな気持ちで行ったかを把握しながら、その行為がいじめだということを認識させる。
- ・いじめは絶対にしてはいけないことを指導する。
- ・いじめはどんな理由にせよ、いじめを行った者が絶対に悪いという毅然とした態度で臨む。
- ・いじめを行った児童の背景にあることを確認し、心のケアを行う。
- ・定期的に教育相談を行う。

【保護者】

- ・保護者へ事実関係を伝え、学校との連携の方法等について話し合う。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・いじめに同調したり見ていたりした児童に対しても、指導するようにする。
- ・必要に応じて、学級指導や集会等により、事実を知らせ（個人情報に配慮する）自分の問題としてとらえさせ不要なうわさ話等が広がらないようにする。
- ・自分でできることを行動に移すようにするよう呼び掛ける。
- ・いじめを知ったらいじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

## 8 重大事態への対処について

「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

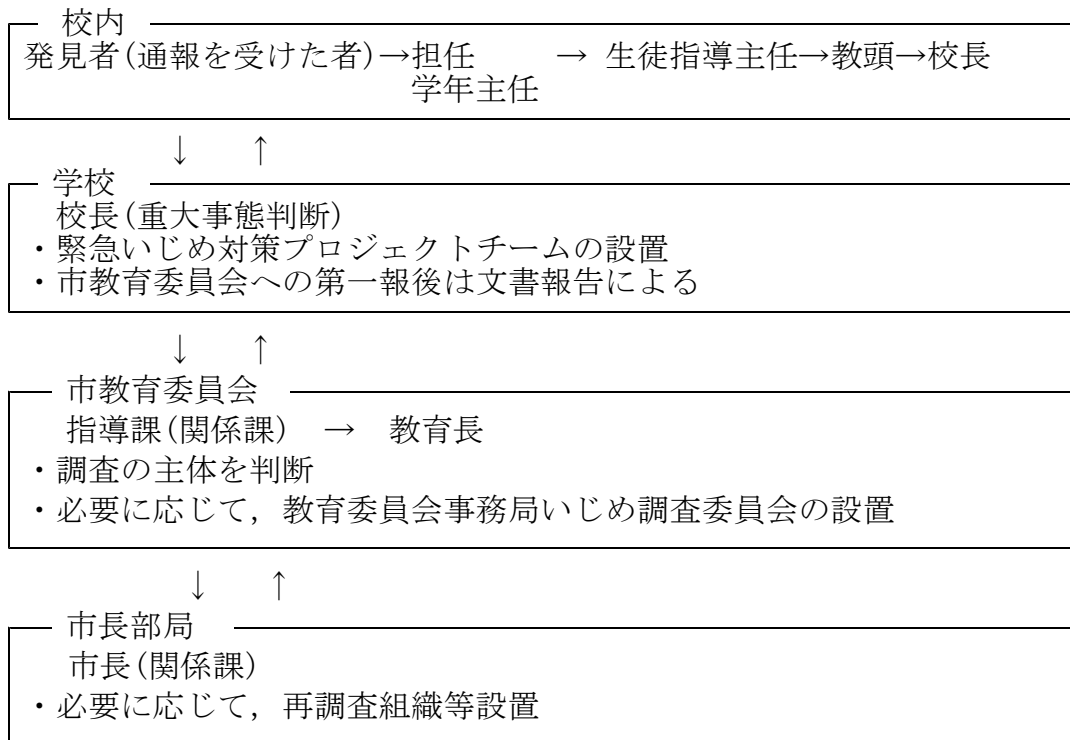
(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被

った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実, 調査結果, 組織での協議や保護者への情報提供, 児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表, 点検, 評価等について

### (1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針掲載

### (2) 点検について

設置した組織において, いじめに関する調査・分析を行い, 本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- ①「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査
  - ・各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善

### (3) 評価について

- ①学校評価
  - ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和4年12月頃
- ②学校評議員会
  - ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 学校評議員会開催時
- ③教育委員会報告
  - ・評価内容を市教委へ報告する。 令和5年2月頃

### (4) 改訂について

本基本方針は, 国や県, 市の基本方針との整合性を図り, いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう, 年度ごとに見直しを行い, 必要に応じて改訂する。